

「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」 について（概要）

1. 改正の趣旨

旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）の施行に伴い、ホテル営業及び旅館営業を統合し、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられることから、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めるなど旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「令」という。）その他関係政令について所要の規定の整備を行うもの。

2. 政令の改正内容

○ 令の一部改正

旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準として、以下のとおり令の改正を行う。

① 最低客室数の廃止

最低客室数（ホテル営業：10 室、旅館営業：5 室）の基準を廃止する。

② 洋室の構造設備の要件の廃止

洋室の構造設備の要件（寝具は洋式であること、出入口・窓に鍵をかけることができること、客室と他の客室等との境が壁造りであること）を廃止する。

③ 1 客室の最低床面積の緩和

1 客室の最低床面積（ホテル営業：洋式客室 9 m²以上、旅館営業：和式客室 7 m²以上）を、7 m²以上（寝台を置く客室にあっては 9 m²以上）とする。

④ 玄関帳場等の基準の緩和

厚生労働省令で定める基準を満たす設備（ビデオカメラによる顔認証による本人確認機能等の ICT 設備を想定）を、玄関帳場等に代替する機能を有する設備として認めることとする。

⑤ 暖房の設備基準の廃止

ホテル営業の施設における暖房の設置要件を廃止する。

⑥ 便所の設備基準の緩和

適当な数の便所を有すればよいこととする。

○ その他関係政令について、所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

公布日：平成 30 年 1 月 31 日

施行日：平成 30 年 6 月 15 日